

(5) 意見

○ 図書館業務と著作権等管理事業法との関係

現在図書館において行っている様々な業務は著作権の制限規定に沿った形で行われているため、ほとんどの場合においては許諾手続を経る必要はない。

しかしながら、例えば公共図書館における録音図書の作成や、資料の電子化及びネットワークによる提供のように、著作権の制限規定を適用できない業務も存在し、また、今後その範囲も増大するものと予想される。

また、現在一定の範囲で行っている複写業務について、その範囲を超えた業務を行う必要も考えられ、そうなると、図書館において著作権等管理事業者との許諾契約の締結が必要な場面も増大するものと思われる。

したがって、当協会としては、図書館における利用の対象となる資料である出版物に係る著作権許諾の業務が円滑に実施する環境が整うことが必要と考える。ところが、現在の著作権等管理事業法の制度及び運用等については、以下に掲げるような問題が生じているものと認識しており、その観点から、若干の意見を申し述べることにする。

○ 意見

1. 著作権等管理事業法が採用する「著作権管理の分散化」は、これまで著作権法改正にあたって示された出版物の著作権管理に関する認識と矛盾すると考える。

著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書にもあるとおり、著作権等管理事業法の背景には、旧仲介業務法による著作権等管理団体参入規制の見直しの必要性がある。これは、著作権者の選択の自由を保障するためという、著作権者の立場を強化するためのものであり、それ以上のものではない。

一方、過去になされた著作権法の一部改正法においては、著作権の集中管理を念頭においてなされたものがある。1984(昭和59)年の著作権法一部改正により街頭ダビング機等を用いた私的複製を権利制限から除外された際に設けられた経過措置(附則第5条の2)において「専ら文芸又は図画の複製に供するもの」による私的複製を除外の対象から除いた理由、また、貸与権の対象から「書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されたものを除く。))」を除外した経過措置(附則第4条の2。2004(平成16)年の著作権法一部改正によ

り削除)を設けた理由のいずれも、出版物に係る集中的権利処理体制の未整備というものであり、このことは、出版物の権利処理については集中的権利処理体制のもとに行うことが妥当であることの証左であるものと思われる。

なお、このことは、2004(平成16)年の著作権法一部改正による附則第4条の2の削除にあたっての条件整備として出版物の貸与に係る集中的権利処理体制の整備が求められたことで、現在においても妥当していることが示されたものとする。また、同改正法成立の際の衆参両院における附帯決議においても、出版物の貸与に係る集中的権利処理体制の整備が求められている。

したがって、著作権等管理事業法が採用する「著作権管理の分散化」は、これまで著作権法改正にあたって示された出版物の著作権管理に関する認識と矛盾するものとする。

2. 実際においても、出版物における「著作権管理の分散化」により、文献複写分野における著作権許諾手続に支障を来す結果が生じている。

学術文献には旧仲介業務法が適用されないものの、著作権等管理事業法が制定されるまでは、日本複写権センターが文献複写における唯一の著作権等管理事業者であり、同センターが2000(平成12)年に社団法人化を実現できたのも、「我が国唯一の複写に係る著作権管理団体」という役割を期待されたことであると思われる。

ところがその後、諸般の事情から、学術著作権協会及び日本著作出版権管理システムが設立されたことから、文献複写においても著作権管理体制が分散化することとなった。

音楽、映画、絵画、写真等とは異なり、出版物、特に学術出版物の中には多数の著作者の関与により作成されているものも少なくなく、また、専門家以外の者が著作者となっていることが多いことから、著作権の所在の確認の困難性がその他のものよりも高い。

このため、著作権管理団体が複数にまたがる場合には、どの著作物をどの著作権管理団体に取り扱っているのかを個別に判断しなければならないことになる。また、複数の著作権管理団体が存在すると、それらの間で著作権使用料の額、許諾手続、使用条件等が異なることが考えられるため、利用者には著作物ごとの対応が求められることとなる。

このような弊害が、現に文献複写の分野においては生じており、その円滑な流通を阻害する結果となっている。

3. 出版物に係る著作権等管理事業を集中化するための規定を著作権等管理事業法に新設すべきである。

以上のように、著作権管理の分散化は出版物に係る著作権管理のあり方と外れるばかりでなく、現実に弊害が生じる結果となっている。したがって、当協会としては、出版物に係る著作権等管理事業については集中化を行うこととし、そのための特例規定を著作権等管理事業法に新設すべきであるとする。

4. 非一任型の著作権等管理事業についても著作権等管理事業法の適用の対象にすべきである。

現在、委託者が使用料の額を決定する場合については、著作権等管理事業法の適用の対象から除外されている。これは、このような事業は著作権者自身による著作権等管理と同視することができるために同法の規制を及ぼす実益に乏しいという理由からである。

ところが、著作権等管理事業法においては、著作物等の円滑な流通を確保するため、著作権等管理事業者に対し、使用料額の決定にあたっての利用者団体からの意見聴取義務（第13条）、使用料規程の公示義務（第15条）、利用許諾拒否の制限（第16条）、著作物等に関する情報の提供義務（第17条）等の義務を課している。

このような義務づけを、非一任型の著作権等管理事業しか行わない著作権等管理事業者に対して行わない理由はなく、著作物等の流通の円滑化の側面からは、むしろすべての著作権等管理事業者に対して義務づけることが必要であると考えられる。

現に、文献複写に係る著作権等管理事業者の中には、これらの義務を課されないことを奇貨として、法外に高価な著作権使用料を設定し、かつ、使用料規程を公表しないところもあり、文献複写分野における著作権許諾手続に支障を来す結果となっている。

このようなことを防止し、著作物等の流通の円滑化を図るため、当協会としては、一任型・非一任型の別を問わず、すべての著作権等管理事業につき、同法の適用の対象とすべきであると考えられる。

5. 使用料規程の制定に伴う利用者団体からの意見聴取義務及び著作物等に関する情報の提供義務を「努力義務」ではなく「罰則を伴う実効的な義務」とすべきである。

現在、使用料規程の制定に伴う利用者団体からの意見聴取義務及び著作物等に関する情報の提供義務については、罰則を伴う実効的な義務ではなく、努力義務とされているところである。これは、極めて小規模の著作権等管理事業者の能力を考慮したこと等による措置である。

ところが、これらの義務は、利用者が著作物を円滑に使用する環境を担保する、極めて重要なものであり、現に、努力義務であることを奇貨として、これらの義務をまったく履行しない著作権等管理事業者も存在しているところであり、実際上の弊害が生じることとなっている。

このため、当協会としては、これらの義務についても「努力義務」ではなく「罰則を伴う実効的な義務」とすることにより、著作権等管理事業法制定の趣旨である、著作物の円滑な流通に資するようにすることが必要であると考えられる。

以上